

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針
～当面5年間（R6～R10）の考え方～

本町の森林面積は3,746ヘクタールで、総面積の28.6%を占めており、その内町有林は466ヘクタール、町有林を除く一般民有林（私有林等）は3,281ヘクタールあります。

町では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、これまで国や道の森林整備事業予算や町単独予算などにより森林の整備を進めてきましたが、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や森林所有者の不在村化、相続による世代交代などから整備が行き届かない森林の増加が懸念されます。このため、本町では、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取り組みを計画的かつ効果的に進めます。

1 森林整備の推進

本町の私有林等では、森林経営計画を作成し、所有者自らが整備を進めている森林は61%（全国：30%）を占めており、計画的な森林の整備が進められています。一部整備が行き届かない森林の所有者に対しては、町や意欲と能力のある林業経営者などに森林の経営・管理を委ねるよう働きかけるとともに、経営計画を作成している森林については、森林環境譲与税を活用して森林の整備を一層推進し、地球温暖化や山地災害の防止に貢献する森林整備を推進します。

2 人材育成・担い手確保

本町において森林整備事業等を実施し、北海道林業事業体登録制度に登録している事業者は1社ありますが、就業者の高齢化が進むとともに、新規就業者の確保が難しい状況にあります。このため、地域の林業事業体と連携を図りながら、新規就業者の確保や通年雇用化の促進、就業環境の改善など、林業就業者の安定確保に向けた取り組みを進めます。

3 木材利用の促進

本町では森林資源の有効利用等を目指すため、上川管内広域で取り組みを行っている上川森林認証協議会に加盟し、「緑の循環認証会議（SGEC）」を取得し木材利用の促進を進めます。

また、地域材の利用促進を目的に公共施設への木質化など、木材利用等地域材の付加価値向上を図るため利用促進を進めます。

4 普及啓発

地球温暖化防止・CO₂削減など森林の果たす役割や森林整備の必要性などについて、イベント等を通じ理解を深めるとともに、町有林を活用した植樹活動などを行い森林環境教育の推進を進めます。